

# 住ま〜と Bridge

2023  
8月号  
Vol.178

■ 今月のトピックス

■ 今月のテーマ

「建設キャリアアップシステム  
(CCUS)レベル別年収の公表」

1. 建設キャリアアップシステム

(CCUS)の概要

2. 建設キャリアアップシステム

(CCUS)レベル別年収の試算・公表

■ 匠総合法律事務所の法律基礎知識

「コンプラ疲れ」という言葉が  
出始めているが、住宅業界は  
どうだろうか？

(秋野弁護士)



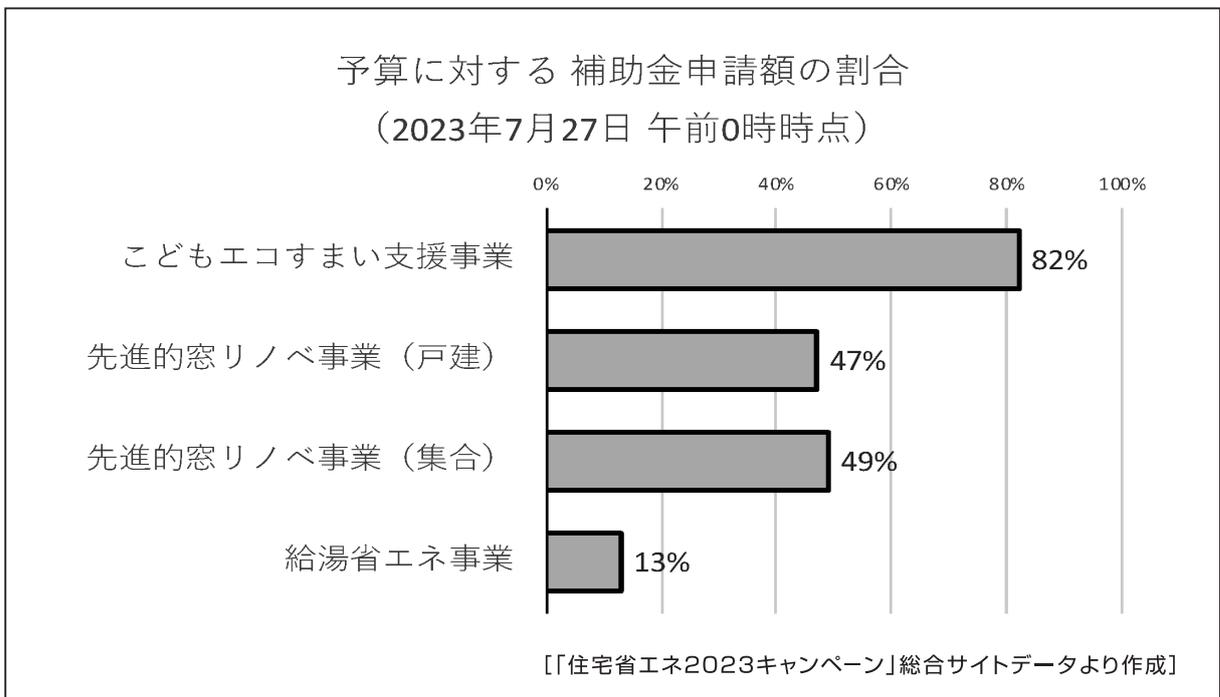
 株式会社 大五

## ●今月のトピックス●

国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携により、「住宅の省エネリフォーム支援」および「ZEHレベルの省エネ性能を有する新築住宅の取得への支援」を目的とした『住宅省エネ2023キャンペーン』は3月末から交付申請の受付を開始していますが、開始直後から積極的に活用が進められており、住宅市場への貢献度も相当高いものであることは明らかです。

一方で、特に申請の進んでいる「こどもエコすまい支援事業」では、7月27日の段階で予算の82%に当たる申請があったことがキャンペーン総合サイトで確認できます。

( <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/> )



「こどもエコすまい支援事業」に限らず、関連する支援事業は全て、補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、予約を含む交付申請の受付が終了することになっていますので、特に活用予定のある支援については、各事業の予算に対する申請額の状況をリアルタイムで把握するとともに、早めの申請を心掛ける必要があります。

今月の  
 テーマ

「建設キャリアアップシステム(CCUS)レベル別年収の公表」

「建設キャリアアップシステム(CCUS) 処遇改善推進協議会」で、「CCUSレベル別年収」が公表されました。

このCCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査で把握された技能者の賃金実態を踏まえ、経験や資格が評価された場合のCCUSレベルに応じた年収額(週休2日を確保して労働日数:234日が前提)を試算したものです。

CCUSレベル別年収(目安)を公表することで、

- ・若い世代に、建設業の技能者として入職を促すこと
- ・技能・経験を重ねていく先の処遇面での将来像を示すこと
- ・レベルに応じた賃金イメージを業界全体で共有すること

を通じて、賃上げや適正価格での受発注の促進を目指すとしています。

1. 建設キャリアアップシステム(CCUS)の概要

(1) システムの枠組み

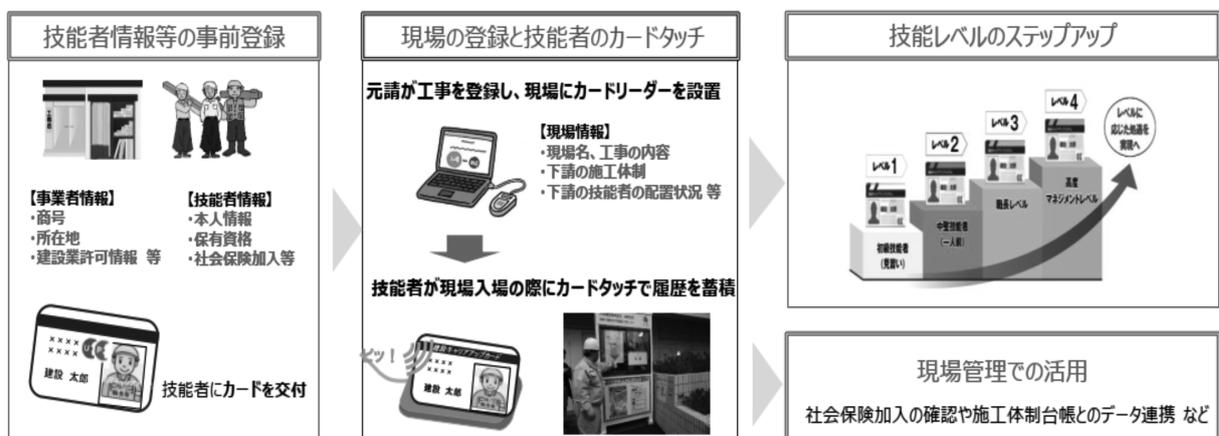
建設キャリアアップシステム(CCUS)についておさらいしますと、

- ✓技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み。
- ✓若い世代が将来の見通しを持って、技能・経験に応じた処遇を実現し、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指すもの。
- ✓業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進する。

というもので、枠組みは以下の図のような形です。

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：(一財)建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理(生産性向上)

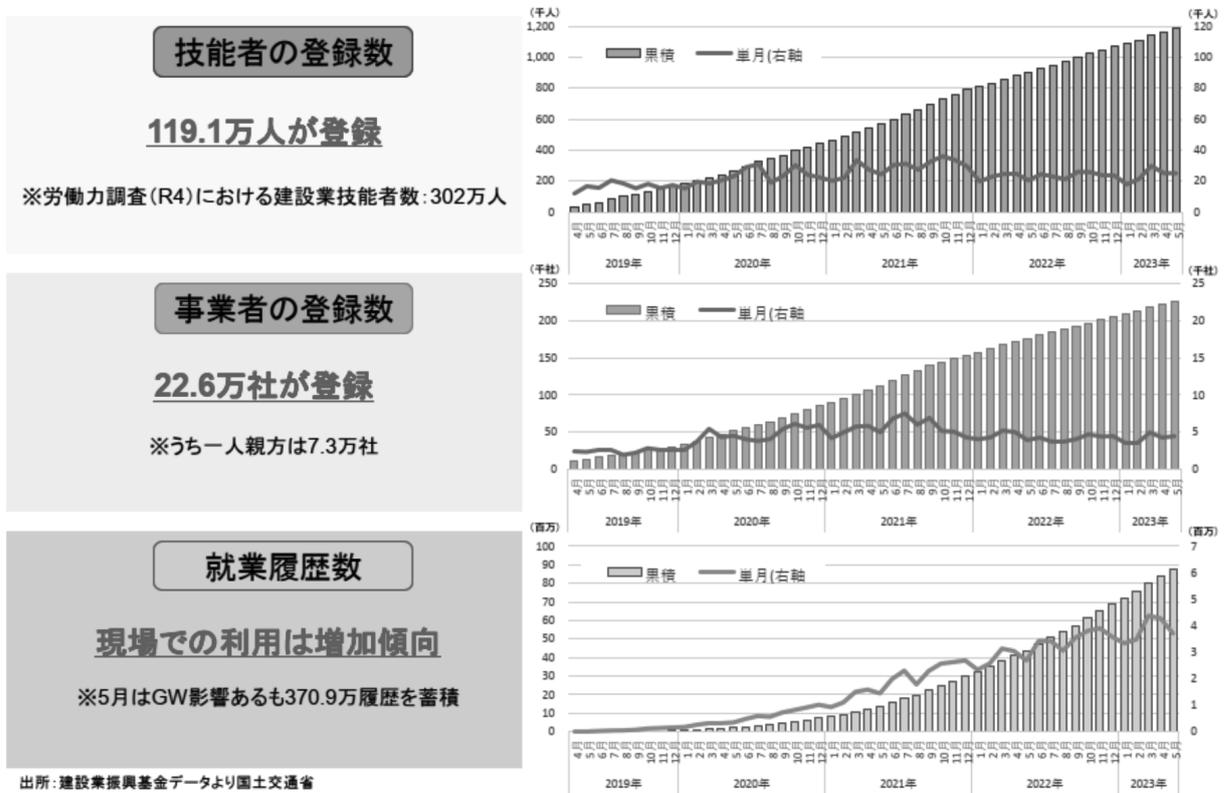
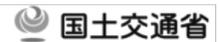
→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

## (2) システムの現状

2023年5月末現在の建設キャリアアップシステムの利用状況は、以下の通りです。

- ✓ 登録済み技能者数は約119万人  
 ⇒技能者の3人に1人超が利用する水準に
- ✓ 事業者（一人親方除く）は約15.3万社が登録済  
 ⇒工事実績のある許可事業者の半数相当に
- ✓ 一人親方は約7.3万者が登録済
- ✓ 現場での利用数は増加傾向

### 建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年5月末)



[国土交通省「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 資料」より]

次ページの表は、2020年度国勢調査とCCUS登録数を比較したもので、職業別に見ましても、登録数や登録率は明らかに伸びてきています。

なお、以下の点から、登録率（就業者数の中の登録者の割合）は参考程度にとどめておく必要があります。

- ・国勢調査の職業分類とCCUS登録者の職業分類（主たる職種）は定義が異なること
- ・複数の分野（職業）で判定をされている技能者がいること

国勢調査(2020)		CCUS登録技能者			
職業小分類	(a) 就業者	CCUSの分類名	(b) 登録数	(b÷a) 登録率	対前年度 末比
造園師、植木職	16,050	造園工	9,592	59.8%	141%
とび職	109,330	とび工	107,796	98.6%	143%
石工	4,690	石工	2,994	63.8%	131%
電工	412,320	電工	103,122	25.0%	146%
塗装工	131,030	塗装工	25,325	19.3%	150%
溶接工	21,510	溶接工	13,749	63.9%	138%
建機等操作	70,690	運転手(特殊)	49,565	70.1%	127%
大工	294,490	大工	15,679	5.3%	143%
左官	59,750	左官	19,931	33.4%	130%
板金工	42,330	板金工	17,284	40.8%	136%
屋根ふき工	16,670	屋根ふき工	1,817	10.9%	162%

国勢調査における就業者数に対してCCUS登録技能者数の割合が他と比べて特に低いのは、大工(5.3%)、屋根ふき工(10.9%)、塗装工(19.3%)などで20%を切っていますが、そうした職種も含めて前年度末と比べた現時点の登録技能者の数は軒並み30~60%程度の非常に高い伸び率を示していることは間違いありません。

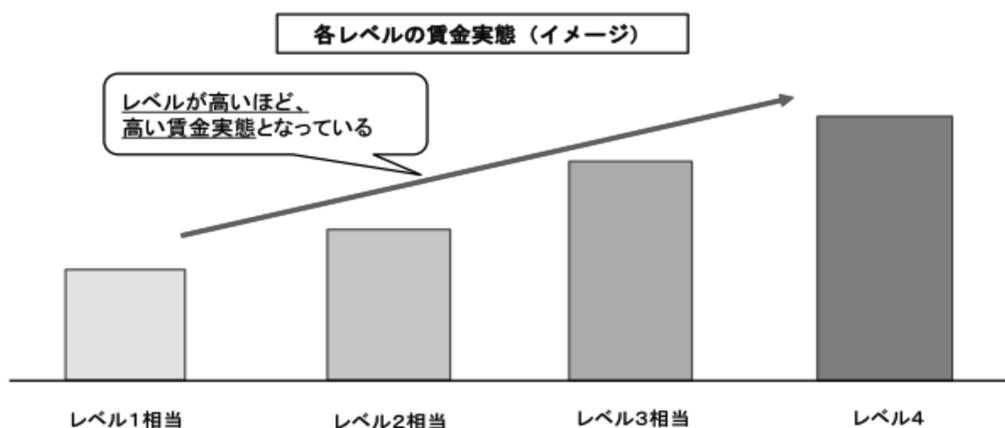
## 2. 建設キャリアアップシステム(CCUS)レベル別年収の試算・公表

### (1) レベル別年収

建設キャリアアップシステムの能力評価に応じた賃金の実態(下グラフ)を踏まえ、こここのところ11年連続で上昇し続けている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられる報酬を試算したものが、今回公表されたレベル別年収です。

#### CCUSのレベル別賃金目安(イメージ)

○ CCUS登録技能者の賃金実態を分析したところ、レベルが高いほど、高い賃金実態となっている。



[国土交通省「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 資料」より]

## レベル別年収（試算）

全国（全分野）（年収）			
レベル1 （下位～中位）	レベル2 （中位）	レベル3 （中位）	レベル4 （中位～上位）
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例			
能力評価分野	レベル4 （中位～上位）	能力評価分野	レベル4 （中位～上位）
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

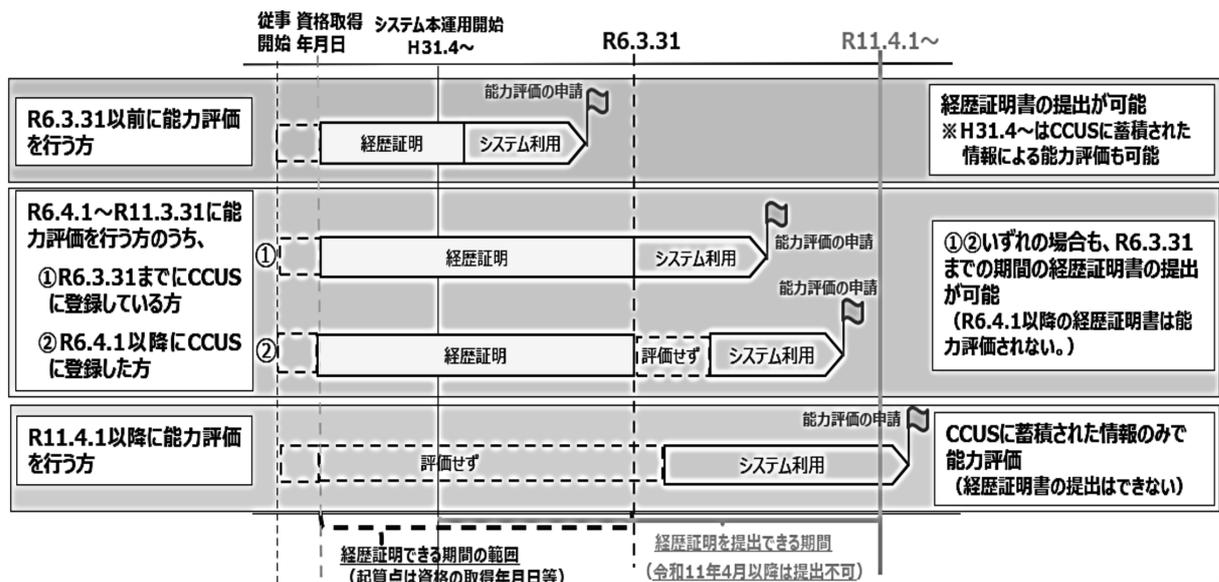
レベル別年収の試算結果概要は上の表の通りですが、実は、5月末の段階で各レベルの構成比は以下の通りです。登録技能者の実に94%近くがレベル1に該当するというのが実態です。したがって、登録数を増やすということだけでなく、技能者全体のレベルを底上げすることも今後のシステムの大きな課題です。

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
93.8%	1.2%	1.1%	4.0%

元々は今年度には「あらゆる工事でのCCUS完全実施」を公言していた国土交通省が「令和5年度を“CCUS能力評価躍進の年”となるよう」とトーンダウンしているのは否めませんが、それでも、来年4月からは原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければ、CCUSの能力評価の年数に加算されなくなるようになっており、注意が必要です。

※経過措置として、令和6年3月31日までの就業年数、マネジメント経験については、  
経歴証明書の提出が、令和11年3月末までは可能。

## 経歴証明の活用について



[国土交通省「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 資料」より]

匠総合法律事務所の法律基礎知識

「コンプラ疲れ」という言葉が出始めているが、  
 住宅業界はどうか？  
 (秋野弁護士)

コンプライアンスが行き届いているはずの大手企業で相次いで不祥事が発生しています。

「どうしてコンプライアンス体制が強化されている大手企業で発生するのか？」と疑問に思われる方もいらっしゃる事でしょう。

そして、再発防止策として「更なる法令遵守、コンプライアンス体制の徹底を果たします。」と宣言する。

そういった大手企業においては、コンプライアンス過多となり、「コンプラ疲れ」という言葉も飛び出してきました。

他方で、住宅業界はどうか？という目線で見ると、「コンプラ疲れ」とは縁遠いところにあると思っています。

例えば、リフォーム工事を受注する際、単体工事としての受注をするケースがありますが(例えばキッチンリフォーム等)、この場合、当該リフォーム工事に関する建設業法上の許可がなければ、500万円以上の工事を受注することができません。

他方で、工務店の多くは、「建築一式工事」の許可しか持っていない会社が多く、違法に500万円以上のリフォーム工事を受注している会社が多くあります。

建築一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事をいうものとされています(昭和47年3月8日建設省告示第350号)。従って、新築住宅や大規模リフォーム工事を元請として受注する際には、建築一式工事の許可があれば足りるのですが、単体工事の場合には、建築一式工事とは言えません。

「知らなかった」という工務店さんが多いのではないのでしょうか？

住宅業界では、そもそも守るべき法律を「知らない」という人が多く、沢山ある法律を「みんな守りなさい」と指導され、疲れてしまう「コンプラ疲れ」とは縁遠いところにあると思っています。

最近では、建設DXの流れに乗って、電子契約の採用が進んでいます。

しかし、まともな電子契約サービスですと、電子署名をしなければならず、この電子署名代がもったいない、として電子署名を付さない電子契約サービスも登場してきました。

しかし、電子署名は、建設業法規則が要求しているものですので、電子署名を付さない電子契約サービスは、建設業法違反です。

「知らなかった。」という声を多く聞きます。

もっとも、法律違反はしているけれども、そもそも口約束ばかりであった住宅業界の受発注の時代に比べれば「まし」ではないか？「昔は、見積書だけで契約書交わさず、工事していたよね？」という声も聞きます。「それも建設業法違反なのですが」とアドバイスしつつも、皆さんが安価で使いやすいと思うサービスを弁護士として応援していかなければならない。「法律違反だからダメ!」と拒絶アドバイスをするのではなく、法律に適合させるためにはどうすればよいかを経営者と一緒に考えていくやり方が大事であると肝に銘じ、住宅業界へのコンプライアンス浸透に貢献しようと考えています。

やがて、住宅業界のコンプライアンスが高まり、「コンプラ疲れ」と言ってみたいな!と思う今日、この頃です。